

日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（概要）

我が国の情報通信産業の国際競争力の強化を図るため、NTT持株・NTT東西について、**研究に係る責務の廃止、外国人役員に関する規制の緩和等の措置**を講ずる。

改正内容

- ① 「**研究の推進責務**」及び「**研究成果の普及責務**」を**廃止**し、研究開発の自律性を高める。
- ② 「**外国人役員に関する規制**」について、外国人役員を一切認めない規制から、外国人の**代表取締役への就任**や外国人が**役員**の**1/3以上を占めることを禁止**する規制に**緩和**する。
- ③ 「**役員選解任**」の決議に係る「**認可**」を**事後届出**に**緩和**する。
- ④ 「**剰余金処分**」の決議に係る「**認可**」を**廃止**する。
- ⑤ 「**会社名（商号）※**」の**変更をできる**ようにする。

※ NTT持株：日本電信電話株式会社、NTT東日本：東日本電信電話株式会社、NTT西日本：西日本電信電話株式会社

施行期日

公布の日の翌日

検討規定

令和七年の常会を目途とした**法案提出**に関することを規定